

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業としての意思決定及び責任体制に関する公平性、透明性、適法性を、株主並びに社会に対して明確化することであると認識し、重要な経営課題と位置づけております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2 議決権行使の電子行使のための環境設備・招集通知の英訳】

令和3年9月末時点の当社の株主における外国人株主、機関投資家の比率は相対的に低いとの考えにより、招集通知の英訳は実施しておりません。今後の株主構成状況に応じて適宜検討を進めてまいります。なお、議決権のインターネットによる電子行使は2020年6月開催の株主総会より実施しており大きな支障はないと考えており、議決権の電子行使プラットフォームは導入しておりません。

【補充原則3-1 英語での情報開示・提供】

令和3年9月末時点の当社の株主における外国人株主、機関投資家の比率は相対的に低い状況にあり、コスト等を勘案し英語での情報の開示・提供は行っておりません。今後の株主構成の変化等の状況に応じて検討を進めてまいります。

【補充原則4-1 中長期経営計画の実現への努力と未達時対応】

当社は、コロナ禍、著しく変化するビジネス環境の中で、中期的な業績予測を掲げることが、必ずしもステークホルダーの適切な判断に資するものではないとの立場から、現時点で具体的な中長期計画を開示することは適切ではないと考えております。業績等の分析につきましては、その内容を株主総会や決算説明会等で説明すると共に有価証券報告書に記載することといたします。現状、当社の経営戦略や財務状況等を正しくご理解いただくための情報開示の在り方として、事業年度毎の見通しの公表、株主総会や決算発表会における翌事業年度の経営計画の説明をしています。

【補充原則4-1 最高経営責任者等の後継者計画の監督】

当社は、当社代表取締役社長の後継者の計画については、取締役会での策定、監督は行っていないが、今後、必要に応じて適宜、後継者計画の立案について検討する方針です。

【補充原則4-2 中長期的業績と連動する報酬の割合、現金報酬と自社株報酬の割合の適切な設定】

当社の取締役の報酬等の額又は、その算出方法に関する方針の決定方針を有する者は、代表取締役大島康広であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。監査等委員の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査等委員の協議により決定しております。取締役会は、代表取締役大島康広に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。現在自社株報酬は設定しておりませんが、今後も持続的な成長に向けた経営陣の報酬制度を検討してまいります。

【補充原則4-2 サステナビリティを巡る取組みに関する方針の策定・監督】

当社は、サステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針の策定に向けて検討中です。その進捗状況については、取締役会で定期的にフォローしてまいります。

【補充原則4-3 CEOの解任】

当社は、CEO(代表取締役)の解任につき、明確な解任要件を定めておりません。重大な法令・定款違反、職務執行に不正、心身の故障、ならびにその他職務への著しい不適任があると他の取締役が判断した場合には、取締役会で審議のうえ解任手続きを実施いたします。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社において独立社外取締役は1名ではありますが、その有効性は十分に発揮されていると判断しております。今後、2名以上の独立社外取締役選任による取締役会の更なる活性化を視野に入れ、独立社外取締役を含む取締役を選任するにあたっては取締役会が全体として保有する、事業、企業経営、財務、法務等の知識のバランスを考慮し取締役の構成を検討してまいります。

【補充原則4-8 独立社外取締役による客観的立場に基づく情報交換・認識共有】

当社は、監査等委員である取締役3名のうち、社外取締役を2名選任しております。随時必要に応じて、常勤の監査等委員である取締役から情報提供が行われ連携を確保しており、取締役会でも独立かつ客観的な立場から積極的な発言を行っております。現在、独立社外者のみの定期的な会合は開催しておりませんが、今後社外取締役を増員した時点で検討いたします。

【補充原則4-8 独立社外取締役による経営陣や監査役との連絡・連携体制の整備】

当社は、社外取締役の有効な活用を図るため、監査等委員会設置会社へ移行しております。これにより、効率的な業務執行と取締役会の監督強化を図り、経営の透明性と企業価値の更なる向上を図っております。現在の取締役構成は、業務執行取締役3名、監査等委員である取締役3名(うち、社外取締役2名)の合計6名であり、3分の1以上の社外取締役を有しております。なお、当社において独立社外取締役は1名であり、個別に経営陣との連絡・調整、監査等委員会との連携を図っております。現状においては、取締役会事務局が独立社外取締役をサポートし、必要に応じ

て、経営陣・監査等委員会との連絡・調整の窓口となっております。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実行性確保のための前提条件】

取締役については、当社の選考基準(資質、見識、統率力、意思決定能力等)を勘案の上、取締役会で候補者を選定し決定します。監査等委員取締役は、独立性・実効性の確保を考慮しつつ、取締役会が監査等委員と相談の上、候補者を選定し、監査等委員会の同意を得た上で取締役会が決定します。現在の取締役会構成は全員男性かつ日本人となっておりますが、今後もその役割・責務を実効的に果たすため、ジェンダーや国際性の面を含んで当社の状況に見合った最適な人物の選任を検討し、求められる機能の向上、充実に努めてまいります。

【補充原則5-1 ()インサイダー情報管理の方策】

インサイダー情報については社外への漏洩を防ぐため社内規程を定め適切に管理いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、中長期的な企業価値向上に向け、業務提携や取引強化に必要と認められる場合を除き、原則として政策保有株式を保有しておりません。保有する上場株式については、適宜取締役会において経済合理性や将来の見通しを検証し、事業戦略上の必要性等を勘案して保有の判断を行っております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役との間の競業取引または利益相反取引を行う場合には、当該取引について取締役会の承認を得ることとしております。また、当社取締役・監査等委員取締役に關しては、その取引の有無について定期的な自己申告ならびに関連当事者間取引に関する調査を行っております。

【補充原則2-4 中核人材の登用等における多様性の確保】

当社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保するうえでの強みとなり得ることを認識しています。人材の多様化とそれら人材の育成が中長期的な企業価値向上に繋がるものと考え、女性・外国人・中途採用者を積極的に採用しております。また、中途採用者におきましてはスキル・経験等を総合的に判断し、管理職への登用を行っている一方、女性・外国人につきましては、管理職への登用数が現状、十分ではないと認識しており今後、当社の中核人材として、その比率が高まるよう人材育成および社内環境の整備に努めてまいります。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業型確定拠出年金制度を採用しているため、アセットオーナーとして年金の運用に直接関与することはございませんが、ライフプラン研修や説明会の実施等により、従業員の年金運用をサポートしております。

【原則3-1 情報開示の充実】

() < 経営理念 >

常に広い視野に立ち
豊かな感性と大いなる夢のもとに
人と地域社会を愛し
新しい価値の創造に挑む
勇気と誠意ある企業でありたい

< 経営計画 >

当社グループは、2022年3月期以降の業績見通しにつきまして、新型コロナウイルス感染症拡大の収束を合理的に見通すことはできませんが、現時点で入手可能な情報や予測に基づき公表しております。当該業績の見通しは、当期の実績に鑑み、先行きの不透明感などから売上高をやや手堅く見込んでおります。具体的な経営計画といたしましては、著しい経営環境の変化に迅速かつ柔軟な経営判断を行い株主、投資家の皆様に当社の経営状況等を正しくご理解いただくため、事業半年度毎の計画を策定し、四半期決算短信に加え、年2回決算説明会を開催し、業績予想として資料を公表しております。

() 本書「 .1. 基本的な考え方」に記載しています

() 当社は、取締役会の決議により取締役個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めております。その内容は「有価証券報告書」及び「事業報告」に記載のとおりです。担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案し、業務執行取締役の報酬等は、固定基本報酬のみ、監査等委員取締役に關しては、固定報酬のみであります。

() 取締役については、当社の選考基準(資質、見識、統率力、意思決定能力等)を勘案の上、取締役会で候補者を選定し決定します。監査等委員取締役は、独立性・実効性の確保を考慮しつつ、取締役会が監査等委員と相談の上、候補者を選定し、監査等委員会の同意を得た上で取締役会が決定します。

() 取締役及び監査等委員候補者の経歴及び選任理由については、選任・指名の理由や経歴等を株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。

【補充原則3-1 サステナビリティの取組み】

当社は、サステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針の策定に向けて検討中です。その進捗状況については、取締役会で定期的にフォローしてまいります。

【補充原則4-1 経営陣に対する委任の範囲の決定とその開示】

当社は、法令・定款で定められている事項に加え、経営に影響を及ぼす重要な案件を取締役会決議事項としております。また、2016年6月より監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行するとともに、重要な業務執行の全部または一部を業務執行取締役に委任できるよう定款を変更しております。なお、各取締役への委任業務・担当については、当社ウェブサイト等にて開示しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断の基準及び資質】

当社は、社外取締役の候補者選定にあたり、会社法及び東京証券取引所の独立性に関する要件に加え、当社の経営に対し率直かつ建設的に

助言し監督できる高い専門性と豊富な経験を重視しています。

【補充原則4-10 指名・報酬委員会の独立性、権限・役割等】

当社では、指名・報酬を審議する任意の諮問委員会等は設置しておりません。独立社外取締役は、取締役会の過半数には達していませんが、各独立社外取締役とも、自身の高い専門的な知識と豊富な経験を活かして、取締役会や各取締役へ意見を述べるとともに、必要に応じて助言を行っています。多様性やスキルの観点を含む取締役の指名・報酬につきましては、今後、任意の指名委員会・報酬委員会など、独立した諮問委員会等の設置並びに活用を検討してまいります。

【補充原則4-11 取締役会の全体としての知識等のバランス、多様性、規模に関する考え方】

当社では、取締役会において十分な議論を尽くし、迅速かつ合理的な意思決定を行うことができる適切な人数で構成しています。取締役会は、経験、知識、専門性等において多様性を持つ構成とすることを基本方針とし、取締役会の適切な意思決定を図るとともに、監督機能の一層の強化を図ることとしています。また、監査等委員には財務・会計と法務に関する十分な知見を有する人材を各1名選任しております。

【補充原則4-11 社外取締役・社外監査役の兼任状況】

当社取締役・監査等委員は、自身の受託者責任を踏まえ、当社以外の上場会社の役員を兼任する場合は、合理的な範囲にとどめるよう努めています。また、当社は、毎年の定時株主総会招集通知にて各取締役・監査等委員の重要な兼任状況について開示しています。当社取締役・監査等委員取締役は、その責務を適切に果たすために他の会社の役員兼任は合理的な範囲にとどめております。

【補充原則4-11 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

当社は、取締役会の実効性について分析・評価する仕組みを設けておりません。今後、各取締役の自己評価も含めた仕組みの構築を検討してまいります。

【補充原則4-14 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役がその役割・責務を果たすために必要とされる資質・知識などを踏まえ、各目的に応じた研修等を受講するほか、各取締役が個別に必要なトレーニング機会の提供・斡旋および費用の支援を行うことにより、取締役会全体の実効性を高めることとしています。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、広報室をIRの担当部署とし、株主から対話の申し入れがあった場合は、担当役員が対応することにしております。株主や投資家に対しては、決算説明会を年2回開催しております。また、個人投資家向けの説明会を適宜開催し、当社に対する理解の向上に努めております。これらの活動を通じて株主や投資家から寄せられた意見等は、広報室から経営陣に報告され、企業価値の向上に活用しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社中部写真	5,484,000	44.44
富士フイルム株式会社	2,259,000	18.31
ソフトバンク株式会社	1,350,000	10.94
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券(株))	502,500	4.07
株式会社みずほ銀行(常任代理人 (株)日本カストディ銀行)	371,200	3.01
キャノンマーケティングジャパン株式会社	150,000	1.22
徳力精工株式会社	120,000	0.97
ブラザクリエイト従業員持株会	95,235	0.77
大島 康広	89,974	0.73
株式会社浅沼商会	81,000	0.66

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
村田 真一	弁護士													
林 公一	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村田 真一			1995年4月 第二東京弁護士会登録 1995年4月 兼子・岩松法律事務所入所 (現在に至る) 2012年6月 当社監査役 2014年2月 株式会社クロスフォー監査役 (現任) 2015年3月 株式会社JMC社外監査役 (現任) 2015年6月 シュッピン株式会社社外取締役 (現任) 2018年6月 当社取締役(監査等委員) (現任)	弁護士として法曹界における豊富な経験と法律の専門家としての見識から、当社の社外取締役に適任であると総合的に判断いたしております。 なお、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はなく、社外的観点から適宜意見を頂き、独立性・実効性を確保しております。
林 公一			1997年3月 公認会計士登録 2006年3月 株式会社アタックス・ビジネス・コンサルティング代表取締役社長 (現任) 2008年3月 株式会社アタックス代表取締役 (現任) 2008年4月 税理士登録 2010年6月 CKD株式会社監査役 (現任) 2013年6月 当社社外監査役 2018年6月 当社取締役(監査等委員) (現任)	公認会計士として豊富な経験と財務・会計の専門家としての見識から、当社の社外取締役に適任であると総合的に判断いたしております。 なお、同氏が社員を務めるアタックス税理士法人と当社は税理士業務に関する顧問契約を締結しておりますが、林氏自身は当社を担当しておりません。それ以外の当社との人的関係、資本的関係等の重要な利害関係はなく、社外的観点から適宜意見を頂き、独立性・実効性の確保に努めております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員により、適切な情報の伝達、十分な情報の収集、会計監査人や内部監査室との緊密な連携を実現できていることから、監査等委員会の職務を補助すべき取締役を置いておりません。

また監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査等委員会を補助すべき使用人を置きますが、使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性と指示の実効性を確保するものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会及び当社グループの内部監査を所管する内部監査室は、年度計画、監査結果等の定期的打合せを行い、連携を高めることとしております。

また、監査等委員会はコンプライアンス体制、リスク管理及び社内規程の内容とそれぞれの運用状況について、監査等委員の往査の結果や内部監査室と月例報告会における意見・情報交換等の連携を通じて、組織的な監査を実施しております。

会計監査については、会計監査人から監査計画及び監査実施状況の報告を受けております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社の役員報酬は、年次賞与、ストックオプション等の業績連動報酬はなく、また、退職慰労金制度を廃止しており、月例給与(固定報酬)のみとなっております。その支給水準については、取締役および監査等委員の職務の内容および業績への貢献度に応じて算定する方針を取締役会で決定しており、業績に応じた報酬も固定報酬に包含しております。また、役員持株会等を通じた当社株式の保有により、企業価値の向上をより意識した経営を促しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

事業報告及び有価証券報告書に社内取締役及び社外役員の別に各々の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、連結会計年度ごとに業績等を考慮して取締役(監査等委員である取締役を除く。)並びに監査等委員である取締役が協議して決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役への情報伝達は、監査等委員会の招集等を常勤取締役が行っております。また、取締役会の招集等は取締役会事務局が担当しており、取締役会の議案に関する事項など招集にあたっての資料を事前送付しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査等委員会制度を採用しており、本制度のもと当社の取締役会は、少数構成で機動的かつ効率的な意思決定を図っており、毎月1回の定例会議のほか、必要に応じて臨時会議を開催し、リスクの発見と未然の防止に取り組んでおります。監査等委員会は、取締役1名、社外取締役2名で構成され、毎月定期的に開催しております。また、各監査等委員は、毎月開催される定例の取締役会議に出席し、定期的に取り締りから業務の執行状況の報告を受けております。

また、取締役会の下にCP(コンプライアンス) & RM(リスク管理)委員会を設置し、代表取締役社長が委員長を務め、事業リスクの種別ごとに各部署がリスクの評価を行うこととしております。

当社は、内部統制委員会事務局を中心に社内体制を構築し、内部監査室(1名)は、監査等設定委員とともに業務執行状況についての監査を行い、業務執行が管理規定及び決裁権限に定められた手順に従っているかチェックする体制をとっております。また、内部監査室及び監査等委員並びに会計監査人は、年間監査計画並びに監査業務報告等の定期的な会議を含め、必要に応じ随時情報の交換を行うことで相互の連携を高めております。

当社の会計監査につきましては、東陽監査法人と契約しております。

継続監査期間 2年間

2021年3月期の監査内容は以下のとおりであります。

指定社員 業務執行社員 公認会計士 田中 章公

指定社員 業務執行社員 公認会計士 安達 博之

監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、会計士試験合格者2名、その他3名であります。

また、監査報酬の内容は、監査証明業務に基づく報酬額33,000千円であります。なお、非監査業務に基づく報酬はありません。

当社の監査公認会計士に対する監査報酬の決定方針は、監査日数及び当社の規模・業務の特性等を勘案し、連結会計年度ごとに監査法人と協議して決定しております。

監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

第32期(連結・個別) 有限責任監査法人トーマツ

第33期(連結・個別) 東陽監査法人

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外取締役を2名選任しております。当社は、取締役会において、社外取締役による専門的かつ客観的な意見を取り入れており、業務執行における監査機能が有効に機能していると判断し、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

電磁的方法による議決権の行使

2019年6月27日開催の定時株主総会より、株主名簿管理人である三井住友信託銀行のシステムを利用して実施しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(第2四半期及び決算期)証券アナリスト向けに決算説明会を開催しております。 最近の実施内容 2021年5月26日 2021年3月期決算説明会 2021年11月26日 2022年3月期第2四半期決算説明会	あり
IR資料のホームページ掲載	https://www.plazacreate.co.jp/ir-information/ (1)IRトピックス(有価証券報告書、決算短信、決算説明会資料) (2)年別IR資料 (3)年月別IR資料	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営本部長が情報開示担当責任者に就き、経営本部内に情報開示担当者を置いております。 また、広報室内にIR担当窓口を設けております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	・「プラザクリエイトグループ行動憲章」を定め、当社グループが広く社会に有用な存在となるべく、法令等社会ルールの遵守と持続可能な社会の創造に向けて自主的に行動するようすべての役員並びに従業員に啓蒙しております。 ・CP(コンプライアンス)&RM(リスク管理)委員会規程、個人情報保護規程などの社内規程を設けております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	プリントショップにおいて店舗内照明のLED化、及びDPE処理済み廃液のリサイクル活動を行っております。また、店舗で消耗する受付袋・写真整理袋などを環境に配慮した素材への切り替えを進めております。 「すべての人に働く機会を提供したい」、そのような思いから株式会社プラザクリエイトスタッフサービスを通じて、障害のある方に雇用機会を提供し、働く喜びを継続的に感じられる環境を目指し、取り組み続けてまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	公正かつ迅速で正確な情報開示を行うことで企業の透明性を高め、法令順守は当然として、開示規則等に該当しない情報につきましても、ステークホルダーにとって有用と判断した情報は、積極的かつ公平に開示していく方針です。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について次のとおり決議しております。

1. 当社及び当社の子会社から成る企業集団(「当社グループ」)の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社代表取締役社長は、コンプライアンス担当の取締役を任命し、当該取締役の指揮・監督のもと「プラザクリエイトグループ行動憲章」に基づきコンプライアンス体制の確立・維持向上に努める。

(2) 当社取締役会は、法令及び定款等の遵守のための体制を含む「内部統制システムに関する基本方針」を決定し、その実施状況を監督するとともに、適宜、基本方針の見直しを行う。

(3) 当社監査等委員会は、内部統制システムの整備と実施状況を含め、業務執行状況の調査を行い、独立した立場から取締役の職務執行の監査を行う。

(4) 当社は、内部監査部門として代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」及び年次の内部監査計画に基づき、各部門について内部統制システムの有効性を含めた内部監査を実施し、監査結果は、定期的に代表取締役社長に報告するとともに、監査等委員会に対しても内部監査の状況を報告する。

2. 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか重要な職務執行に係る情報が記載された文書(電磁的記録を含む、以下同じ。)を関連資料とともに、「文書管理規程」その他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、管理する。取締役は、取締役の職務執行を監督・監査するために必要とするときは、これらの文書をいつでも閲覧できるものとする。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社グループは、リスクマネジメントを行うため、当社代表取締役社長を委員長とした「リスクマネジメント委員会」を組織し、当社グループ全体の横断的なリスク管理体制を設ける。

(2) 「リスクマネジメント委員会」は、「リスク管理規程」に基づきリスク管理基本方針を策定のうえ担当部署に浸透を図る一方、リスクマネジメントの状況を定期的に取締役会及び監査等委員会に報告し、網羅的かつ総括的な管理を行う。

(3) 大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、代表取締役社長を委員長とする「特別対策本部」を設置し危機対応の体制をとると同時に迅速に行動し、損害及びその拡大を防止する。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、取締役の職務執行を効率的に行うために、取締役会は月1回の定時開催に加え、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、迅速かつ適正な決定を行う。また、その決定に基づく職務執行にあたっては、効率的な業務執行を行うものとする。

(2) 当社は、グループ企業全体の意思決定の迅速化、適正化を図るため、権限や責任を明確にするとともに、子会社における重要事項については、当社取締役会において審議を行うものとする。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、当社グループ企業全てに適用する行動指針として「企業行動憲章」を定め、グループ企業全体において遵法経営を実践する。

(2) 当社の取締役が子会社の取締役を兼務することで、子会社の取締役等の職務執行の監督を行うとともに、重要事項の当社への報告を義務付ける。

6. 当社監査等委員会がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び当使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項、監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査等委員会を補助すべき使用人を置く(監査等委員会を補助すべき取締役は置かない。)。なお、使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性と指示の実効性を確保するものとする。

7. 当社グループの取締役及び使用人等並びに当社子会社の監査役が、当社監査等委員会に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 当社グループの取締役及び使用人並びに当社子会社の監査役は、当社及び当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項につき、その内容、業務執行の状況及び結果について遅滞なく監査等委員会に報告する。また、これに依らず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、当社グループの取締役及び使用人並びに当社子会社の監査役に対して報告を求めることができるものとする。

(2) 法令違反や不正行為等の発生、またはそのおそれのある状況を発見した場合に、相談や通報を受け付けるグループ内部通報窓口を社内を設置するとともに、通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。

8. その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当社監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、経営方針、会社の対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要問題等について意見を交換する。

(2) 当社及び主要子会社の監査等委員及び監査役は、グループ企業全体の監査状況を把握し課題を検討するため、定期的に意見交換を行う。

(3) 当社内部監査部門は、当社監査等委員会との情報交換を含め連携を密なものとする。

(4) 当社監査等委員会は、監査計画を実行するための予算を確保する。当社監査等委員がその職務執行につき、会社法399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにその費用を支出する。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制システムを構築する。また、その整備・運用状況について継続的に評価し、必要な是正措置を行い、実効性のある体制の構築を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、断固として対決するとの基本姿勢を「プラザクリエイティブグループ行動憲章」に定め、その周知徹底をはかるとともに、反社会的勢力排除のための仕組みの整備に努める。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

今後とも内部統制システム及びコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

また、当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりであります。

1. 会社情報の適時開示に係る当社の基本方針

当社は、株主・投資家の皆様に適時、公平かつ迅速で正確な情報開示を行うことで企業の透明性を高めることを基本方針とし、各種法令及び東京証券取引所の定める規則に則り、適時、適切な情報開示に努めております。また、開示規則等に該当しない情報につきましても、株主・投資家の皆様にとって有用と判断した情報は、適切な方法により、積極的かつ公平に開示していく方針であります。

2. 会社情報の適時開示に係る当社の社内体制

当社の適時開示は、経営本部長が情報開示担当責任者に就き、経営本部内に情報開示担当者を置いております。

決定事実につきましては、取締役会での付議議案提出の前に、情報開示担当者及び経理部において、適時開示事項のチェックを行うとともに、開示事項に該当すると判断された場合には、取締役会での決議後、情報開示担当役員の指示に基づき、情報開示担当者が開示手続きを行っております。

発生事実につきましては、各部署より事象が発生しましたら直ちに情報開示担当役員及び情報開示担当者並びに経理部に報告され、情報開示担当者及び経理部において、適時開示事項のチェックを行うとともに、開示事項に該当すると判断された場合には、情報開示担当役員の指示に基づき、直ちに情報開示担当者にて開示手続きを行っております。

決算情報につきましては、経理部がとりまとめ、監査法人と協議の上、情報開示担当役員に報告され、情報開示担当役員が最終的な確認を行い、事前に経理部が適時開示事項のチェックを行うとともに、開示事項と該当すると判断された場合には、情報開示担当役員の指示に基づき、直ちに情報開示担当者にて開示手続きを行っております。

また、上記の適時開示と同時に当社ホームページにおいても掲載し閲覧に供しております。

【参考資料：模式図】

